

## 公 募 公 告

南越前町が実施する本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）について、公募型プロポーザルを実施するため参加希望者を募集する。

令和8年1月13日

南越前町長 仲倉 典克

### 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）
- (2) 対象施設 南越前文化会館（南越前町牧谷29-15-1）
- (3) 業務内容 本と遊びの交流広場整備に係る実施設計及び工事一式  
整備に係る調査、測量、設計業務  
整備に係る施工業務  
その他、上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等を含む  
※施工監理は含まない。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年2月28日まで
- (5) 提案上限金額 150,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）  
うち設計業務 19,410,000円  
うち施工業務 130,590,000円

### 2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、参加申込提出時点において、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### （1）共通の参加資格要件

- ア 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、要求水準書を踏まえ、適切かつ確実に遂行できること。
- イ 本事業に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知等を遵守できること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- エ 南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること（提出要請日から契約締結日まで）。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関

係を有していない者であること。

キ 国税又は地方税を滞納していない者であること。

(2) 設計事業者の参加資格要件

ア 令和7・8年度南越前町競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登録があること。なお、登録業種は、「建築関係コンサルタント」とする。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

ウ 平成27年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積400m<sup>2</sup>以上の建築物（教育施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設）の新築、増築、改築又は改修工事にかかる建築設計業務を元請（コンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員でも可）として履行完了した実績を有する者であること。

エ 本業務に係る管理技術者を専任で配置できること。管理技術者は自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者とする。

(3) 施工事業者の参加資格要件

ア 令和7・8年度南越前町競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があること。なお、登録業種は「建築一式」とする。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成27年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積400m<sup>2</sup>以上の建築物（教育施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設）の新築、増築、改築又は改修工事を元請（コンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員でも可）として履行完了した実績を有する者であること。なお、施工を複数の事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしていること。

エ 建設業法第26条に規定する監理技術者（下請契約金額によっては主任技術者）を専任で配置できること。監理技術者は、自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者とする。

(4) コンソーシアムの場合

ア 一者が複数の業務を兼ねて実施することや、業務範囲を明確にした上で各業務を複数者の間で分担することは差し支えない。

イ 参加手続きを代表する代表事業者、その他の構成事業者を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

ウ 構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、当該事情を勘案し町の承認を得て変更を認めた場合はこの限りでない。

エ 構成員は、他の参加者の代表構成員、構成員となることはできない。

3 実施要領等の交付期間及び方法

実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和8年1月13日（火）から令和8年3月16日（月）まで

(2) 交付方法 南越前町ホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/tyousei/708/p011295.html>

#### 4 参加手続き等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年2月20日（金）17時まで（必着）

イ 提出先 9と同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

##### (2) 参加資格の確認等

2に定める参加資格要件の確認を行い、審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を書面で通知する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2) 企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年3月16日（月）17時まで（必着）

イ 提出先 9と同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

##### (4) プrezentation

企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 令和8年3月23日（月）（詳細は別途通知）

イ 実施場所 南越前町役場 別館第一会議室

#### 5 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

##### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プrezentationに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。

エ 2案以上の企画提案をしたとき。

オ 著しく信義に反する行為があったとき。

カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

##### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

## 6 契約候補者の選定

南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）選定委員会設置要領に基づき、設置する選定委員会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者として特定する。

## 7 契約に関する基本事項

### （1）契約の締結等

契約候補者特定後、内容、経費等について再度調整・協議し、協議が整った場合に随意契約手続きを行うものとする。この場合において、契約候補者から見積を徴収する。ただし、協議が整わない場合は次点候補者と協議を行う。

設計・施工業務を一体のものとして企画提案募集しているが、契約については、実施設計及び建設工事それぞれの業務で締結する。

### （2）契約書について

契約書は、南越前町保健福祉課が作成する。

## 8 その他

- （1）参加表明及び企画提案に係る書類の作成及び提出並びにその説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- （2）提出された書類は返却しない。
- （3）提出書類は、本業務の公表及びその他町が必要と認める場合以外には提出者に無断で使用しない。
- （4）詳細は実施要領等による。

## 9 担当課（提出先・問合せ先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

南越前町保健福祉課

電話 0778-47-8007

FAX 0778-47-3605

電子メール hoken@town.minamiechizen.lg.jp